

広島県公立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学者選抜で 実施する自己表現におけるタブレット等の使用について

令和4年7月1日

広島県教育委員会

令和5年度広島県公立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学者選抜から実施する「自己表現」では、様々な表現方法で「自己表現」を行うことができます。

表現方法の1つとしてタブレット等を使用する場合の基本的な考え方について、中学生のみなさん向けにまとめましたので、参考にしてください。

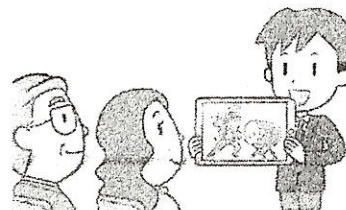
《自己表現におけるタブレット等の使用について》

「自己表現」において、タブレット等を使用することができるのは、次の場合です。

- ・ プレゼンテーションソフトなどを使用し、画面を提示しながら実施する場合
- ・ 写真等の画像、音声及び動画を提示する場合

(ただし、音声や動画は30秒以内のものに限ります。)

※ 検査場内で実施できないこと、他の受験生に影響があることや安全面で問題があることは、その場では実施できません。その場合は、事前に撮影した動画や写真等を、検査当日にタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。



例えば、太鼓は検査場ではたたけませんが、動画で提示することができます。

《自己表現におけるタブレット等の使用の留意事項》

- 「自己表現」でタブレット等を使用する場合は、**オフライン状態**で使用してください。検査会場では、通信機能（インターネットへの接続等）を使用することはできません。
- 検査会場では、録音・録画機能を使用することはできません。
- 検査会場の備品等（プロジェクターやスクリーン等）を使用することはできません。
- 検査会場のコンセント等を使用して充電することはできません。

※ 別紙「自己表現におけるタブレット等の使用について Q&A」も参考にしてください。